

税理士会に所属している税理士は約881人である。

(2) 都道府県、政令指定都市、中核市に対する現行の外部監督について、条例を制定している自治体が少ないことから、都政の要望書では条例を早急に制定し、実施にあたっては税理士が活用されるよう要望している。

(3) 税理士の積極的な活用策については、都内23区内に税理士の行政不服審査委員が少ないため、「税に關する行政不服審査に対する第三者機関、審理員の選任に当たっては、税の専門家である税理士を積極的に登用していただきたい」との要望を行った。

重点運動10 税理士法第52条違反行為等、業務及び職域の侵害となる動向に対して厳格に対応する。

(1) 昨年度までに確認出来た事項としては、「全国社会保険労務士会連合会は、同連合会の機関誌「月刊社労士」誌上において「マインナー」の取扱いに關連し、社労士が年末調整の事務が出来る旨の記述をしている。これに対し、日税連は、平成14年6月6日付の同連合会との「確認書」を逸脱しているものとして、平成27年6月25日付文書をもって同連合会に対して抗議するとともに①記事の訂正とその周知②社労士が年末調整事務を行うことが出来ない旨を会員に指導することを求めた。」というものであった。

(2) 本年度において、全国社会保険労務士会連合会及び日本税理士会連合会は、平成14年に確認した「年末調整に関する事務は、税理士法第2条第1項に規定する業務に該当し、社会保険労務士が当該業務を行うことは税理士法第52条(税理業務の制限)に違反すること」を改めて確認した。

(3) 平成19年に産業活力再生法の改正により制度化された認証紛争解決事業者(ADR)において、業務内容が税務の分野に及ばないよう引き続き注視してきた。

重点運動11 国及び地方公共団体の公会計制度改革(複式簿記・発生主義会計)の実現のための運動を強力に行う。

公会計制度改革については、28、29年度要望書において、国の会計制度を発生主義・複式簿記による会計

制度に改めるよう要望している(以下略)

重点運動12 単位税政連との連携を図り、組織強化及び財政確立のための運動を行う。

1 組織・財政基盤の確立について
(1) 平成13年の改正税理士法が施行された平成14年4月から平成28年3月末日までの間、税理士登録者数は9670人増加した。このうち東京税理士会は4635人増加しており、東京税理士会への集中が際立っている。

この間の東京税理士会における開業税理士は1349人減となっており、税理士は増加している。開業税理士の占める割合は、72.7%である。公認会計士の資格での登録者は9004人(全国・平成28年3月末日)で平成14年3月末日より3341人増加した。ちなみに公認会計士のうち税理士登録をしている割合は、31.83%である。

東京税理士会の会員数は増加し続け、また、公認会計士のうち税理士登録をしている割合も増加している。一方で、単位税政連の会員数は減少傾向にある。(以下略)

今後においては、単位税政連の会員数を増強するため、具体的な施策を検討することとしている。

(2) 平成21年度以降、単位税政連の会員数及び単位税政連からの会費収納額は減少し続けている。平成28年4月13日の単位税政連及び後援会会長、幹事長会議では、本連盟の財政の現状を確認した上で、今年度以降の主な収入・支出の予測を資料で説明し、単位税政連からの会費収入が今後も減り続けた場合には、現在の予算規模での活動は困難となることを公表した。

直近の具体的な方策としては、①単位税政連には、前年度に報告のあった会員数に全体で600名を加えた目標値を設定し、②単位税政連が7月1日現在の会員数を本連盟に報告する際に、会員増強の目標が達成できるように常任幹事会メンバーが単位税政連に協力要請した。

(3) 平成28年6月20日の常任幹事会では、長期的な視点に立った本連盟の財政基盤の確立に向けて、600名目標の会員増強だけでなく、本連盟の規約及び単位税政連規約の改正、会費収納率の向上策を

第2号議案 平成27年度収支決算報告承認の件

平成27年度収支報告書
平成27年7月1日から平成28年6月30日まで

(収入の部) (単位:円)

科目区分	科目	予算額	決算額	増減	摘要
会費	会費	48,020,500	48,064,500	△44,000	平成27年度会費
寄付金	寄付金	4,800,000	4,220,000	580,000	税政連サポート募金
	日本税政連助成金	200,000	1,533,900	△1,333,900	日本税理士政治連盟からの助成金
事業収入	機関紙広告料	7,132,000	7,821,000	△689,000	東税協、東税データほか
	受託事業収入	1,500,000	1,500,000	0	受託事業企画運営費
	資料頒布収入	1,200,000	1,353,000	△153,000	資料(ポケットブック)頒布収入
	その他事業収入	1,480,000	1,607,000	△127,000	大会懇親会祝金、朝食懇談会会費等
	事業収入計	(11,312,000)	(12,281,000)		
雑収入	雑収入	2,000	1,706	294	受取利息
退職給与積立預金取崩収入		0	0	0	
当期収入合計		64,334,500	66,101,106	△1,766,606	
前期繰越金		17,193,810	17,193,810	0	
収入合計		81,528,310	83,294,916	△1,766,606	

(支出の部)

科目区分	科目	予算額	決算額	増減	摘要
事業活動費	事業費	4,820,000	4,380,518	439,482	国対活動関係(朝食懇談会等)、選対活動関係、単位税政連との連携活動、東日本6税政連会議、別会議、各界との連携・交流、セミナー・研修会関係、政策資料・要請書の作成、その他の事業活動に伴う諸費用
	資料作成費	1,100,000	993,600	106,400	頒布用資料(ポケットブック)作成
	後援会助成金	1,100,000	580,000	520,000	設立助成金、活動助成金
	単位税政連助成金	720,000	240,425	479,575	活動助成金
	広報活動費	11,430,000	10,784,571	645,429	機関紙発行費用ほか
	事業活動費計	(19,170,000)	(17,004,114)		
組織活動費	会議費	800,000	619,594	180,406	各種会議等に関する費用
	大会費	4,200,000	3,846,512	353,488	大会関係費用
	旅費交通費	3,700,000	3,621,893	78,107	旅費交通費
	渉外費	2,050,000	1,754,600	295,400	単位税政連、関係諸団体総会等祝金ほか
	組織活動費計	(10,750,000)	(9,817,599)		
日税政分担金	日本税政連分担金	26,013,600	26,013,600	0	平成27年度日本税理士政治連盟への分担金
経常経費	人件費	14,500,000	13,053,704	1,446,296	職員及びアルバイト等
	退職給与積立金	0	0	0	
	退職金支出	0	0	0	
	事務費	730,000	369,210	360,790	事務機器、事務用品、ネット環境利用・保守
	事務所費	2,550,000	2,429,757	120,243	事務室及び倉庫等の賃料、共益費等
	通信費	720,000	486,654	233,346	郵便料金、電話・電報料
	印刷費	1,550,000	1,531,705	18,295	封筒、名刺、振込用紙等印刷代、コピー代
	雑費	350,000	256,630	93,370	振込手数料ほか
	経常経費計	(20,400,000)	(18,127,660)		
予備費	予備費	5,194,710	0	5,194,710	
当期支出合計		81,528,310	70,962,973	10,565,337	
当期収支差額		△17,193,810	△4,861,867	△12,331,943	
次期繰越金		0	12,331,943	△12,331,943	

検討するプロジェクトチームを設置していくこととしている。

2 組織強化問題への対応
(1) 本年度も単位税政連を3つにグループ分け(別表参照)し、プロジェクト単位税政連後援会会議を開催した。

当該会議では、本連盟及び各グループの地域内の単位税政連、東京税理士会支部、税理士後援会情報・意見交換を行った。(表1略)

(2) 毎月実施される東京税理士会「税理士証票交付式」において、関係役員が本連盟の活動の説明を行うとともに、単位税政連の協力を得て、単位税政連への加入届を提出してもらったための勧誘活動を実施した。勧誘活動後は、本連盟および単位税政連の関係役員が加入促進の方策や現状報告などについて、意見交換を行った。(以下略)

(3) 本連盟会長及び幹事長を中心として、東京税理士会の支部長及び理事等に陪席し、活動報告を行った。本年度より、「単位税政連加入促進運動」の一環として、本連盟の活動に関する情報を速報形式で単位税政連に配信する「東京税政連の活動報告」を発行した。

平成28年2月に開始した同活動報告は、単位税政連の活性化を図るためのもので、年度内に単位税政連の会長及び幹事長、事務局にNo.1~3の計3回分をメールで配信している。

(5) 本連盟主催の各種会議で主な参考資料として組織・財務に関する資料を配付した。(以下略)

(6) 本連盟は、「実会員数」制による組織・財政両面での基盤づくりの一環として、平成8年から継続している「税政連サポート募金」を今年事業年度も「Support 2016」として実施した。

「Support 2016」は、東京税理士会の支部長及び理事に、より、単位税政連からの会費収入の補完的な役割を果たした。ご協力いただいた会員には礼状を送付した。

(7) 昨年度に続き、「税理士のためのポケットブック」を刊行した。「税理士のためのポケットブック2016」の企画・編集は、政策委員会が担当し、税理士業務に關連する事項の中では、マイナンバー制度の部分の内容充実を図った。

(8) 平成28年4月7日、今回で通算30回目を迎える「東日本6税政連役員連絡協議会」が仙台市・ホテルメトロポリタンで開催された。「テーマ」視察：「東日本大震災の復旧・復興の現状について」協議議題：「税政連の当面の課題について」(今後の税制改正における陳情のあり方)

【参加団体】北海道、東北、関東信越、東京地方、千葉県の各税政連及び本連盟 ※幹事団体：東北税政連

1 広報活動について
(1) 本連盟機関紙「東京税政連」を第200号から第203号まで発行し、税制改正など本連盟の政策及び活動について積極的にPRを図った。

機関紙には、要望書をはじめ本連盟の活動に関する各種資料やレポート、解説記事等を掲載し、会員並びに関係各方面の理解と協力を得るために積極的な役割を果たした。

第200号から第203号に掲載した資料、レポート等は次のとおりである。(詳細1略)

(2) ホームページに、本連盟の各種要望書、説明資料や各号の機関紙、活動報告などを掲載して、本連盟の広報活動を促進した。

2 報道関係者との懇談会等の実施
(1) 平成27年11月16日に東京税理士会との共催で「報道関係者との懇談会2015・秋」を開催した。

【テーマ】①平成28年度税制改正に関する要望について ②マイナンバー制度への具体的な取組み ③国際税務に関する税理士会の考え方

【会場】日本記者クラブ(日本プレスセンター9階)

【報道関係者の出席(1省略)】
(2)平成28年5月19日には東京税理士会主催の「報道関係者との懇談会2016・春」に本連盟の会長を始め、政策委員会及び広報委員会の関係者が陪席した。(以下略)

3 中小企業関係団体との連携について(以下略)



申込受付中!

おしどり保障

税理士とその配偶者だけが加入できる団体定期保険

個人年金

旧個人年金保険料控除適用。税理士はもちろん、職員の方も個人で加入できる年金積立。

団体保障

所属税理士・職員の方だけでも加入できる団体定期保険。

9月下旬申込受付開始

団体介護保障

税理士と配偶者、税理士の親が加入できる、業界初の団体制度の介護保険

詳細のお問合せ
お申込みは

にちげいきょうさい
日本税理士共済会

〒141-0032 東京都品川区大崎1丁目11番8号 日本税理士会館5F

TEL 03-5740-0321
FAX 03-5740-0323
e-mail:jim@zeirishikyosai.com

http://www.zeirishikyosai.com

税理士共済会 検索